

池田町結婚新生活支援事業(支援金)対象世帯フローチャート

用途制限なし

スタート

婚姻日は令和8年3月1日から
令和9年2月28日までの間ですか？
【婚姻日】 令和__年__月__日

いいえ



はい

令和7年中(令和8年度所得証明書で確認)の夫婦の所得の合計額は500万円未満ですか？
※令和7年中(R7.1.1~R7.12.31)に返済した貸与型奨学金の返済額は控除する

【令和7年中の所得金額】 【令和7年中の奨学金返済額】 【差引額】

夫： _____円 - _____円 = _____円

【令和7年中の所得金額】 【令和7年中の奨学金返済額】 【差引額】

妻： _____円 - _____円 = _____円

いいえ



はい

婚姻日の年齢は
39歳以下かつ29歳以下ですか？
【婚姻日の年齢】 夫：__歳 妻：__歳

いいえ



はい

婚姻日の年齢は
夫婦のどちらかが25歳以下ですか？

いいえ



はい

最大40万円

最大30万円

補助の対象となりません

問合せ先：池田町役場保健福祉課：0778-44-8000